



消費税法改定に伴う 上下水道料金等の改定について

問 土木部 上下水道課（近江庁舎）
☎ 52-6923 FAX 52-4858

平成26年4月消費税法の改正により、消費税率が5%から8%へ変更されます。これに伴い、上下水道料金等の改定を行います。新料金は次のとおりとなります。

なお、平成26年3月31日以前から継続して使用している上下水道料金につきましては、経過措置等により、平成26年7月に請求する料金から8%の消費税を加算します。

『加入分担金』

新加入分担金は、平成26年4月1日以降に上下水道課へ給水装置の新設等を申し込まれるものから適用となります。

【新料金表】

□ 径	加入分担金
13mm	64,800円
20mm	86,400円
25mm	162,000円
40mm	432,000円
50mm	648,000円
75mm	1,350,000円

【現行料金表】

□ 径	加入分担金
13mm	63,000円
20mm	84,000円
25mm	157,500円
40mm	420,000円
50mm	630,000円
75mm	1,312,500円



『水道料金』

新水道料金は、平成26年7月に請求する料金から適用となります。

【新料金表】

□ 径	基本料金	メーター貸出料	従量料金					
			使用量(m ³)	1m ³ 当たり	使用量(m ³)	1m ³ 当たり	使用量(m ³)	1m ³ 当たり
13mm	432円	64円	0~30	118円	31以上	162円		
20mm	864円	86円	0~35	129円	36~60	172円	61以上	194円
25mm	1,404円	108円	0~40	129円	41~70	172円	71以上	194円

【現行料金表】

□ 径	基本料金	メーター貸出料	従量料金					
			使用量(m ³)	1m ³ 当たり	使用量(m ³)	1m ³ 当たり	使用量(m ³)	1m ³ 当たり
13mm	420円	63円	0~30	115円	31以上	158円		
20mm	840円	84円	0~35	126円	36~60	168円	61以上	189円
25mm	1,360円	105円	0~40	126円	41~70	168円	71以上	189円

※口径30mm以上についても改定します。

・近江地域については長浜水道企業団の料金が適用されます。

詳しくは、長浜水道企業団(☎ 62-4101)までお問い合わせください。

『下水道使用料』

新下水道使用料は、平成26年7月に請求する料金から適用となります。

区分		汚水量	新料金単価		現行料金単価	
一般排水	基本料金	0~10m ³	1,317.60円		1,281.00円	
		11~30m ³	1m ³ 当たり	145.80円	141.75円	
	31~50m ³	156.60円		152.25円		
	51~100m ³	167.40円		162.75円		
	101~750m ³	178.20円		173.25円		
特定排水	超過料金	751m ³ 以上	226.80円		220.50円	

※1円未満の端数は切捨てとなります。